

筑紫町や城隅町など7地区で下水道が使えます

【問】市下水道課維持管理係（☎ 77・8585）

3月31日から下水道事業計画区域内の筑紫町、城隅町、本城町、上宮永町、大浜町、高畠、柳川駅東部土地区画整理事業区域の一部で下水道が利用できます。この地域の人は、「受益者負担金」と「排水設備工事」が必要です。

●受益者負担金

下水道の利用ができる地域の人に事業費の一部を負担してもらうのが「受益者負担金制度」です。

●負担額 一般家庭では1戸につき20万円。従業員10人以上の事業者などは、敷地面積1平方メートルあたり600円で算出した額で、最高は120万円、最低は一般家庭と同額の20万円です。

●負担金の決定 受益者負担金は、受益者からの申告により決定します。下水道が利用できる地域の人には、5月中旬に「受益者申告書」を発送します。必要事項を記入して期限内に提出してください。

●支払方法 一括払いと分割払いがあります。一括払いの場合は、5%から20%の奨励金制度があります。分割払いは、5年間で20回払いです。納入時期は、6、8、10、翌年1月です。

排水設備工事（宅地内工事）

宅地内の便所、風呂、台所などからの排水を宅地内の污水まさに集めて、公共まさに接続するのが排水設備工事（宅地内工事）です。くみ取り便所から水洗便所への切り替えは、下水道が使用できるようになってから3年以内に、風呂や台所などからの生活雑排水や浄化槽からの排水は、できる限り早く接続してください。

工事は、市に登録している指定工事店に申し込んでください。費用は自己負担です。下水道への切替工事の費用について「排水設備工事助成金」制度があります。助成の対象は、下水道供用開始告示日から工事完了までの期間が3年以内です（そのほか、要件あり）。



柳川净化センターで下水を処理します

29年度を目指し新しい公民館体制への移行を答申

【問】市生涯学習課生涯学習係（☎ 77・8834）

柳川市公民館あり方検討委員会（会長武藤義治大和公民館長）は、平成29年度をめどとする新しい市立公民館体制と校区公民館の管理運営についての答申をまとめ、3月9日、答申書を市教育委員会の江口正基教育委員長に手渡しました。

現在の公民館の位置付けや運営は、旧1市2町の形態をほぼ合併前と同じような状態で引き継いでいます。そのため、一体性のある公民館体制とするために、市立公民館体制と校区公民館の管理運営について、市教育委員会が昨年8月30日に同検討委員会へ諮詢しました。

その結果、市立公民館については、市立中央公民館と公設民営の校区公民館18館とする方針をまとめました。中央公民館は市全体の社会教育活動の推進と校区公民館の支援、校区公民館は公設民営による運営としています。

これにより、大和・三橋地区で中心的な役割を担ってきた大和・三橋公民館の機能を廃止。市立中央公民館が大和・三橋公民館と柳川地域の校区公民館7館で実施している事業を引き継ぐこととしています。

また、公設民営の校区公民館の管理運営については、

校区の自主性や特徴を生かし、各種団体と連携して地域活動を行う活動拠点として、就業改善センターや26年度までに大和・三橋地域に整備する校区コミュニティセンターなどを使用するとしています。

なお、付帯意見として移行後の大和・三橋公民館の有効活用など4点があげられています。

今後、市教育委員会は、答申に基づいて具体的な計画を策定することにしています。



江口委員長（右）に答申する武藤会長（中央）と今村隆義副会長

合併処理浄化槽の上乗せ補助金を見直して継続

【問】市生活環境課浄化槽推進係（☎ 77・8483）

市は生活排水がクリークや川に流れ込み、水を汚すのを防ぐため、合併処理浄化槽の設置に力を入れています。

合併処理浄化槽の設置を促すために、昨年度までより減額しますが、24年度から3年間、「新築7万円」「改築15万円」として予算の範囲内で上乗せ補助を続けます（補助金額は下表参照）。補助金を受けるためには、合併処理浄化槽を設置する人が工事施工業者が必ず工事着工前に申請してください。ただし、工事を開始する年度内に合併処理浄化槽を設置できないと補助金を受けることができません。また、トイレのみの単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への変更も補助の対象となります。

合併処理浄化槽の設置補助には一部対象とならない地域があります（右図参照）。補助の対象地域や申請など、詳しくは市生活環境課まで。

●対象者 個人の住宅や共同住宅、地区公民館に合併処理浄化槽を設置する人（販売目的や店舗、事業所などは対象外）

●合併処理浄化槽設置補助金額（上乗せ金額を含む）

区分	補助限度額 (新築)	補助限度額 (改築)
5人槽 (延べ床面積130m ² 以下)	40万2000円	48万2000円
7人槽 (延べ床面積130m ² 超)	48万4000円	56万4000円
10人槽（2世帯住宅）	61万8000円	69万8000円
共同住宅		

※共同住宅で100人槽を超える場合は補助対象外

●柳川市浄化槽整備推進事業補助対象外地域図

